

○伊丹市教育環境保全のための建築等の規制条例施行規則

昭和47年4月1日

規則第29号

注 平成18年3月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、伊丹市教育環境保全のための建築物の規制条例（昭和47年伊丹市条例第8号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(同意申請等)

第2条 旅館業または風俗営業を目的とする建築物を建築（増築，改築および用途変更を含む。以下同じ。）しようとする者（以下「建築主」という。）が，条例第3条の規定による建築の同意を求めようとするときは，旅館風俗営業建築同意申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は，前項の申請書の提出があつたときは，その申請書を受理した日から60日以内に同意の可否を決定し，同意申請結果通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(用語の定義)

第3条 条例第4条第1項第1号および第2号に規定する用語の定義は，次の各号に定めるところによる。

- (1) 「教育文化施設」とは，学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校および同法第134条第1項に規定する各種学校ならびに公民館，図書館，博物館，文化会館その他これらに類する集会の用に供する公の施設をいう。
- (2) 「公園，児童遊園地」とは，その設置が法の根拠の有無を問わず，公園および児童遊園地をいう。
- (3) 「児童福祉施設等」とは，児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設その他社会福祉施設をいう。
- (4) 「通学路」とは，幼児，児童および生徒が通園通学のために，平常登下校園している道路で，学校園長が通園通学路と定めているものをいう。

(平20規則4・一部改正)

(審査会の委員)

第4条 伊丹市教育環境審査会（以下「審査会」という。）の委員は，次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校園を代表する者

(3) 市長が特に必要と認める者

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 臨時委員は、必要の都度市長が委嘱し、または任命し、当該審査議案に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(審査会の会長)

第5条 審査会に会長を置き、会長は、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、委員のうちからあらかじめ互選された者がその職務を代理する。

(審査会の会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、会議に出席した委員および臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、こども未来部こども室こども若者企画課で行う。

(平18規則20・平23規則13・一部改正)

(幹事会)

第8条 条例を円滑に施行するため幹事会を設ける。

- 2 幹事会の幹事は、関係行政機関の職員の中から市長が委嘱し、または任命する。
- 3 幹事会は、条例施行についての必要なる所掌事項について調整する。

(中止命令)

第9条 市長は、条例第8条の規定により建築主に対する建築の中止命令を行う場合には、旅館風俗営業建築中止命令書（様式第3号）によるものとする。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行後、最初に招集する審査会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

付 則（昭和50年6月16日規則第41号）
この規則は、昭和50年7月1日から施行する。

付 則（昭和55年4月1日規則第19号）
この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成2年3月31日規則第19号）
この規則は、平成2年4月1日から施行する。

付 則（平成6年3月31日規則第15号）
この規則は、平成6年4月1日から施行する。

付 則（平成12年3月31日規則第41号抄）
（施行期日）
1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成18年3月30日規則第20号）
この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成20年3月26日規則第4号）
この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成23年3月31日規則第13号）
この規則は、平成23年4月1日から施行する。